

必要書類チェックリスト

出生時育児休業給付金

申請書

- ☐ 育児休業給付受給資格確認票・出生時休業給付金/出生後休業支援給付金支給申請書
※出生時育児休業給付金の支給申請は、受給資格確認と同時に行う必要があります。
- ☐ 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書

添付書類

育児休業取得者が用意するもの

- ☐ 育児の事実、出産予定日及び出生日を確認できるもの
母子健康手帳（出生届出済証明のページ・分娩予定日が記載されたページ）
住民票（続柄末省略のもの）・医師の診断書など ※写し可
- ☐ 受給資格確認票の【申請者氏名】欄の記名（同意書がある場合、【申請について同意済み】の記載でも可）

【手書きで申請書を作成している場合】

- ☐ 通帳またはキャッシュカードの写し（本人名義、旧姓不可）

事業主が用意するもの

- ☐ 休業開始時賃金月額証明書に記載したものが、全て確認できる賃金台帳と出勤簿
※写し可
※在職している期間で11日以上の方が12ヶ月ない場合は、前職の離職票ー2が必要です。
- ☐ 支給申請期間の賃金台帳と出勤簿 ※写し可 または育児休業に係る賃金証明書
- ☐ 育児休業申出書（育児休業開始日・子の生年月日または予定日が記載されているもの）※写し可

申請期間について

- ①子の出生日（出産予定日前に子が出生した場合は出産予定日）から8週間を経過する日の翌日から申請可能です。
※ただし出生時育児休業の取得日数が28日に達した場合にはその翌日から申請可
2回目の出生時育児休業をした場合はその終了日翌日から申請可能です。
- ②休業期間を対象とする賃金支払日以降に当該休業期間を含む賃金台帳などと併せて提出してください。
- 申請期限は、申請開始日から2ヶ月を経過する日の属する月の末日までです。

お問い合わせ先（各事業所所在地管轄の公共職業安定所）

高 松 087-869-8609
丸 亀 0877-21-8609
坂 出 0877-46-5545
観 音 寺 0875-25-4521

さ ぬ き 0879-52-2595
東かがわ 0879-25-3167
土 庄 0879-62-1411



香川労働局公式キャラクター
オリビィ